

(別添)

新旧対照表

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」

改正後	現行													
(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1～4 (略) 第5 四類感染症 1～35 (略) 36 マラリア (1)・(2) (略) (3)届出基準 ア～ウ (略) エ 感染症死亡疑い者の死体 医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、マラリアにより死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。	(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1～4 (略) 第5 四類感染症 1～35 (略) 36 マラリア (1)・(2) (略) (3)届出基準 ア～ウ (略) エ 感染症死亡疑い者の死体 医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、マラリアにより死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。													
<table><tr><th>検査方法</th><th>検査材料</th></tr><tr><td>顕微鏡下でのマラリア原虫の証明、かつ、 原虫種の確認による病原体の検出</td><td rowspan="3">血液</td></tr><tr><td><u>核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出 (PCR法・LAMP法・その他)</u></td></tr><tr><td><u>フローサイトメトリー法によるマラリア原虫感 染赤血球の検出</u></td></tr></table>	検査方法	検査材料	顕微鏡下でのマラリア原虫の証明、かつ、 原虫種の確認による病原体の検出	血液	<u>核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出 (PCR法・LAMP法・その他)</u>	<u>フローサイトメトリー法によるマラリア原虫感 染赤血球の検出</u>	<table><tr><th>検査方法</th><th>検査材料</th></tr><tr><td>顕微鏡下でのマラリア原虫の証明、かつ、 原虫種の確認による病原体の検出</td><td rowspan="2">血液</td></tr><tr><td><u>PCR法による病原体の遺伝子の検出</u></td></tr><tr><td>(新設)</td><td></td></tr></table>	検査方法	検査材料	顕微鏡下でのマラリア原虫の証明、かつ、 原虫種の確認による病原体の検出	血液	<u>PCR法による病原体の遺伝子の検出</u>	(新設)	
検査方法	検査材料													
顕微鏡下でのマラリア原虫の証明、かつ、 原虫種の確認による病原体の検出	血液													
<u>核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出 (PCR法・LAMP法・その他)</u>														
<u>フローサイトメトリー法によるマラリア原虫感 染赤血球の検出</u>														
検査方法	検査材料													
顕微鏡下でのマラリア原虫の証明、かつ、 原虫種の確認による病原体の検出	血液													
<u>PCR法による病原体の遺伝子の検出</u>														
(新設)														
37～44 (略)	37～44 (略)													

第6 五類感染症

1 アメーバ赤痢

(1)・(2) (略)

(3)届出基準

ア (略)

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、アメーバ赤痢が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、アメーバ赤痢により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
顕微鏡下での病原体の検出	便、病変部（大腸粘膜組織、膿瘍液）
ELISA法による病原体の抗原の検出	
PCR法による病原体の遺伝子の検出	
イムノクロマト法による病原体の抗原の検出	便
抗体の検出	血清

2～20 (略)

21 百日咳

(1)～(3) (略)

(4)届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
------	------

第6 五類感染症

1 アメーバ赤痢

(1)・(2) (略)

(3)届出基準

ア (略)

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、アメーバ赤痢が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、アメーバ赤痢により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
顕微鏡下での病原体の検出	便、病変部（大腸粘膜組織、膿瘍液）
ELISA法による病原体の抗原の検出	
PCR法による病原体の遺伝子の検出	
(新設)	
抗体の検出	血清

2～20 (略)

21 百日咳

(1)～(3) (略)

(4)届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
------	------

分離・同定による病原体の検出		鼻腔、咽頭、気管支などから採取された検体	
<u>核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出(PCR法・LAMP法・その他)</u>		PCR法による病原体の遺伝子の検出	
<u>イムノクロマト法による病原体の抗原の検出</u>		(新設)	
抗体の検出 (ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意な上昇、又は単一血清で抗体価の高値)		血清	血清
22～49 (略)		※ PCR 法は LAMP 法などを含む。	
第7・第8 (略)		22～49 (略)	
別記様式1～3 (略)		第7・第8 (略)	
別記様式4－1～35 (略)		別記様式1～3 (略)	
		別記様式4－1～35 (略)	

別記様式4－36

別記様式4－36

マラリア発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第11条第1項（同条第6項において引用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名
住する病院・診療所の名称
上記病院・診療所の所在地(※)
電話番号(※)

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検定）した者（死例）の類型	
・患者（確定例） ・無症状感染例・保菌者 ・感染死亡者の死例 ・感染死亡しし者の死例	
2 診断者氏名	3 性別 4 生年月日 5 診断時の年齢（0歳は月齢） 6 診断機関
7 診断者住所	8 診断者所在地
9 保健所名称	10 保健所住所（※、10は患者が未成年の場合のみ記入）

病 型	11 感染経路・感染経路・感染経路
11 ①三日熱、②四日熱、③熱型、④熱型、⑤その他、⑥不明	①感染経路（確定・推定） 1 蚊・蚊、②昆虫等からの感染（蚊・蚊、昆虫等の種類・状況） 2 輸血・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況） 3 母子感染（ア胎内・イ、出産時・ウ、母乳） 4 その他
12 ①血漿中の抗体による感染経路の検出	②感染経路（確定・推定） 1 口・鼻・目・皮膚・粘膜等からの感染（蚊・蚊、昆虫等の種類・状況） 2 輸血・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況） 3 母子感染（ア胎内・イ、出産時・ウ、母乳） 4 その他
13 ①感染したと推定される年月日	③感染経路（確定・推定） 1 口・鼻・目・皮膚・粘膜等からの感染（蚊・蚊、昆虫等の種類・状況） 2 輸血・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況） 3 母子感染（ア胎内・イ、出産時・ウ、母乳） 4 その他
14 ①感染したと推定される年月日	④感染経路（確定・推定） 1 口・鼻・目・皮膚・粘膜等からの感染（蚊・蚊、昆虫等の種類・状況） 2 輸血・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況） 3 母子感染（ア胎内・イ、出産時・ウ、母乳） 4 その他
15 ①感染したと推定される年月日	⑤感染経路（確定・推定） 1 口・鼻・目・皮膚・粘膜等からの感染（蚊・蚊、昆虫等の種類・状況） 2 輸血・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況） 3 母子感染（ア胎内・イ、出産時・ウ、母乳） 4 その他
16 ①感染したと推定される年月日	⑥感染経路（確定・推定） 1 口・鼻・目・皮膚・粘膜等からの感染（蚊・蚊、昆虫等の種類・状況） 2 輸血・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況） 3 母子感染（ア胎内・イ、出産時・ウ、母乳） 4 その他
17 ①感染したと推定される年月日	⑦感染経路（確定・推定） 1 口・鼻・目・皮膚・粘膜等からの感染（蚊・蚊、昆虫等の種類・状況） 2 輸血・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況） 3 母子感染（ア胎内・イ、出産時・ウ、母乳） 4 その他

1. 3. 11. 12. 13 欄は該当する番号等を入力し、4. 5. 14から17欄は年齢、年月日を入力すること。
(※)欄は、死亡者を検出した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
18. 12欄は、該当するものすべてを記載すること。

様式4－37～44（略）

別記様式4－36

別記様式4－36

マラリア発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第11条第1項（同条第6項において引用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名
住する病院・診療所の名称
上記病院・診療所の所在地(※)
電話番号(※)

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検定）した者（死例）の類型	
・患者（確定例） ・無症状感染例・保菌者 ・感染死亡者の死例 ・感染死亡しし者の死例	
2 診断者氏名	3 性別 4 生年月日 5 診断時の年齢（0歳は月齢） 6 診断機関
7 診断者住所	8 診断者所在地
9 保健所名称	10 保健所住所（※、10は患者が未成年の場合のみ記入）

病 型	11 感染経路・感染経路・感染経路
11 ①三日熱、②四日熱、③熱型、④熱型、⑤その他、⑥不明	①感染経路（確定・推定） 1 蚊・蚊、②昆虫等からの感染（蚊・蚊、昆虫等の種類・状況） 2 輸血・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況） 3 母子感染（ア胎内・イ、出産時・ウ、母乳） 4 その他
12 ①血漿中の抗体による感染経路の検出	②感染経路（確定・推定） 1 口・鼻・目・皮膚・粘膜等からの感染（蚊・蚊、昆虫等の種類・状況） 2 輸血・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況） 3 母子感染（ア胎内・イ、出産時・ウ、母乳） 4 その他
13 ①感染したと推定される年月日	③感染経路（確定・推定） 1 口・鼻・目・皮膚・粘膜等からの感染（蚊・蚊、昆虫等の種類・状況） 2 輸血・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況） 3 母子感染（ア胎内・イ、出産時・ウ、母乳） 4 その他
14 ①感染したと推定される年月日	④感染経路（確定・推定） 1 口・鼻・目・皮膚・粘膜等からの感染（蚊・蚊、昆虫等の種類・状況） 2 輸血・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況） 3 母子感染（ア胎内・イ、出産時・ウ、母乳） 4 その他
15 ①感染したと推定される年月日	⑤感染経路（確定・推定） 1 口・鼻・目・皮膚・粘膜等からの感染（蚊・蚊、昆虫等の種類・状況） 2 輸血・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況） 3 母子感染（ア胎内・イ、出産時・ウ、母乳） 4 その他
16 ①感染したと推定される年月日	⑥感染経路（確定・推定） 1 口・鼻・目・皮膚・粘膜等からの感染（蚊・蚊、昆虫等の種類・状況） 2 輸血・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況） 3 母子感染（ア胎内・イ、出産時・ウ、母乳） 4 その他
17 ①感染したと推定される年月日	⑦感染経路（確定・推定） 1 口・鼻・目・皮膚・粘膜等からの感染（蚊・蚊、昆虫等の種類・状況） 2 輸血・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況） 3 母子感染（ア胎内・イ、出産時・ウ、母乳） 4 その他

1. 3. 11. 12. 13 欄は該当する番号等を入力し、4. 5. 14から17欄は年齢、年月日を入力すること。
(※)欄は、死亡者を検出した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
18. 12欄は、該当するものすべてを記載すること。

別添様式4－37～44（略）

別添様式5-1

別記様式5-1

アメーバ赤痢発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

患者の氏名
住居する病院・診療所の名称
上記病院・診療所の所在地(市)
電話番号(※)

(※病院・診療所に記載していない住所にあっては、その住所・電話番号も記載)

1 性別(性別) した者(死体)の類型
・患者(確定例) ・感染症死亡者の死体

2 性別
男 ・ 女
3 診断時の年齢 ① 歳(月齢)
歳 ・ 月

出

病 型		1 1 感染原因・感染経路・感染地等
1) 腸管アメーバ症 2) 腸管外アメーバ症		① 感染原因・感染経路(確定・推定)
4. 下痢・粘血便・しじり便・絞痛・腹痛・発熱・悪寒・右季肋部痛・肝腫大・肝臓痛・胆管炎・膵炎・心臓炎・大腸粘膜異常発見・その他()		1 経口感染(食食物の種類・状況)
		2 性的接触(A性交 B経口(A同経路 イ異経路 ウ不明))
		3 その他()
5. 腸管による感染源の検出・検出：便・大腸粘膜組織・腸内容・その他()		
6. 腸管外による感染源の検出・検出：便・大腸粘膜組織・腸内容・その他()		
7. イムノグロブリンによる感染源の検出・検出：便・大腸粘膜組織・腸内容・その他()		
8. 検体から直接のPCR法による感染源遺伝子の検出・検出：便・大腸粘膜組織・腸内容・その他()		
9. 血液検体の検出		② 感染地等(確定・推定)
10. その他()		1 日本国内(都道府県 市区町村)
		2 国外(国)
		3 感染地等()
6 診断年月日 令和 年 月 日		
7 診断(検査(※))年月日 令和 年 月 日		
8 感染したと推定される年月日 令和 年 月 日		
9 発病年月日(※) 令和 年 月 日		
10 死亡年月日(※) 令和 年 月 日		

(1, 2, 4, 5, 11)欄は該当する番号等を○で囲み、6, 8から10欄は年数・年月日を記入すること。

(※) 欄は、死亡者を検出した場合のみ記入すること。

(*) 欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。

4, 5欄は、該当するものをすべてを記載すること。

※患者は診断から5日以内に市に行ってきた

別添様式5-1

別記様式5-1

アメーバ赤痢発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

患者の氏名
住居する病院・診療所の名称
上記病院・診療所の所在地(市)
電話番号(※)

(※病院・診療所に記載していない住所にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 性別(性別) した者(死体)の類型
・患者(確定例) ・感染症死亡者の死体

2 性別
男 ・ 女
3 診断時の年齢 ① 歳(月齢)
歳 ・ 月

出

病 型		1 1 感染原因・感染経路・感染地等
1) 腸管アメーバ症 2) 腸管外アメーバ症		① 感染原因・感染経路(確定・推定)
4. 下痢・粘血便・しじり便・絞痛・腹痛・発熱・悪寒・右季肋部痛・肝腫大・肝臓痛・胆管炎・膵炎・心臓炎・大腸粘膜異常発見・その他()		1 経口感染(食食物の種類・状況)
		2 性的接触(A性交 B経口(A同経路 イ異経路 ウ不明))
		3 その他()
5. 腸管による感染源の検出・検出：便・大腸粘膜組織・腸内容・その他()		
6. 腸管外による感染源の検出・検出：便・大腸粘膜組織・腸内容・その他()		
7. イムノグロブリンによる感染源の検出・検出：便・大腸粘膜組織・腸内容・その他()		
8. 検体から直接のPCR法による感染源遺伝子の検出・検出：便・大腸粘膜組織・腸内容・その他()		
9. 血液検体の検出		② 感染地等(確定・推定)
10. その他()		1 日本国内(都道府県 市区町村)
		2 国外(国)
		3 感染地等()
6 診断年月日 令和 年 月 日		
7 診断(検査(※))年月日 令和 年 月 日		
8 感染したと推定される年月日 令和 年 月 日		
9 発病年月日(※) 令和 年 月 日		
10 死亡年月日(※) 令和 年 月 日		

(1, 2, 4, 5, 11)欄は該当する番号等を○で囲み、6, 8から10欄は年数・年月日を記入すること。

(※) 欄は、死亡者を検出した場合のみ記入すること。

(*) 欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。

4, 5欄は、該当するものをすべてを記載すること。

※患者は診断から5日以内に市に行ってきた

別添様式5－2～20（略）
別添様式5－21

別記様式5－21

百日咳発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において適用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

届出年月日 令和 年 月 日

患者の氏名 _____
住居する病院・診療所の名称 _____
上記病院・診療所の所在地(市) _____
電話番号(区) _____
(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(地域)した者(医師)の類型 _____
・患者(確定例)・感染症患者の所在 _____

2 性別 _____ 3 診断時の年齢(公称は月齢) _____
男・女 _____ 歳(月) _____

4 発症する病 ①診断の経緯(病名・病状) _____
・スタッフカート・ウェブ・嘔吐 _____
・無呼吸発作・チアノーゼ・自血球数減少 _____
・肺炎・下痢・腹痛(消化器炎の徴候も記載します) _____
・その他() _____
②分類・判定による感染源の推定 _____
・接触(共同生活・学校・施設) _____
・その他() _____
③診断時期(月 日)結果(陽性・陰性) _____
④診断検査法による検体からの感染源推定() _____
・接触(共同生活・学校・施設) _____
・その他() _____
⑤検査方法: PCR法・LAMP法・その他 _____
⑥感染経路(接触経路からのイムノブロット法による感染源の推定) _____
・検体の種類: PCR法・その他() _____
・結果: 単一血清で検体陽性の結果 _____
・検体番号() 検体採取日(月 日) _____
・ペーパ血液で検体陽性の結果(検体採取日) _____
・検体採取日(月 日) 検体採取日(月 日) 検体採取日(月 日) _____
・検査方法: (1)A・その他() _____
・その他(検査方法) _____
・検体採取日(月 日) _____
・結果() _____
・感染経路() 上記の結果 _____

5 初発年月日 _____ 令和 年 月 日
7 診断(地域)した者(医師)の氏名 _____ 令和 年 月 日
8 入院年月日(入院開始のみ) _____ 令和 年 月 日
9 診断したと認定される年月日 _____ 令和 年 月 日
10 発症年月日(※) _____ 令和 年 月 日
11 死亡年月日(※) _____ 令和 年 月 日

(1,2,4,5,12欄は診断する番号等のみで読み、3,6から11欄は年・月・日を入力すること。)
(※)欄は、所定事項を特定した報告のみ記入すること。
(※)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。
4,5欄は、診断するものすべてを記載すること。)

別記様式5－22～24（略）

別記様式6（略）

別添様式5－2～20（略）
別添様式5－21

別記様式5－21

百日咳発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において適用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

届出年月日 令和 年 月 日

患者の氏名 _____
住居する病院・診療所の名称 _____
上記病院・診療所の所在地(市) _____
電話番号(区) _____
(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(地域)した者(医師)の類型 _____
・患者(確定例)・感染症患者の所在 _____

2 性別 _____ 3 診断時の年齢(公称は月齢) _____
男・女 _____ 歳(月) _____

4 発症する病 ①診断の経緯(病名・病状) _____
・スタッフカート・ウェブ・嘔吐 _____
・無呼吸発作・チアノーゼ・自血球数減少 _____
・肺炎・下痢・腹痛(消化器炎の徴候も記載します) _____
・その他() _____
②分類・判定による感染源の推定 _____
・接触(共同生活・学校・施設) _____
・その他() _____
③診断時期(月 日)結果(陽性・陰性) _____
④診断検査法による検体からの感染源推定() _____
・接触(共同生活・学校・施設) _____
・その他() _____
⑤検査方法: PCR法・LAMP法・その他 _____
⑥感染経路(接触経路からのイムノブロット法による感染源の推定) _____
・検体の種類: PCR法・その他() _____
・結果: 単一血清で検体陽性の結果 _____
・検体番号() 検体採取日(月 日) _____
・ペーパ血液で検体陽性の結果(検体採取日) _____
・検体採取日(月 日) 検体採取日(月 日) 検体採取日(月 日) _____
・検査方法: (1)A・その他() _____
・その他(検査方法) _____
・検体採取日(月 日) _____
・結果() _____
・感染経路() 上記の結果 _____

5 初発年月日 _____ 令和 年 月 日
7 診断(地域)した者(医師)の氏名 _____ 令和 年 月 日
8 入院年月日(入院開始のみ) _____ 令和 年 月 日
9 診断したと認定される年月日 _____ 令和 年 月 日
10 発症年月日(※) _____ 令和 年 月 日
11 死亡年月日(※) _____ 令和 年 月 日

(1,2,4,5,12欄は診断する番号等のみで読み、3,6から11欄は年・月・日を入力すること。)
(※)欄は、所定事項を特定した報告のみ記入すること。
(※)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。
4,5欄は、診断するものすべてを記載すること。)

別記様式5－22～24（略）

別記様式6（略）

36 マラリア

(1) 定義

マラリアは *Plasmodium* 属原虫の *Plasmodium vivax*(三日熱マラリア原虫)、*Plasmodium falciparum*(熱帯熱マラリア原虫)、*Plasmodium malariae*(四日熱マラリア原虫)、*Plasmodium ovale*(卵形マラリア原虫)などの単独又は混合感染に起因する疾患であり、特有の熱発作、貧血及び脾腫を主徴とする。ハマダラカによって媒介される。

(2) 臨床的特徴

最も多い症状は発熱と悪寒で、発熱の数日前から全身倦怠感や背部痛、食欲不振など不定の前駆症状を認めることがある。熱発は間隔をあけて発熱期と無熱期を繰り返す。発熱期は悪寒を伴って体温が上昇する悪寒期（１～２時間）と、悪寒がとれて熱感を覚える灼熱期（４～５時間）に分かれる。典型的には三日熱及び四日熱マラリアでは悪寒期に戦慄を伴うことが多い。

発熱期には頭痛、顔面紅潮や吐き気、関節痛などを伴う。その後に発汗・解熱し、無熱期へ移行する。発熱発作の間隔は虫種により異なり、三日熱と卵形マラリアで４８時間、四日熱マラリアで７２時間である。熱帯熱マラリアでは３６～４８時間、あるいは不規則となる。他の症状としては脾腫、貧血、血小板減少などがあげられるが、原虫種、血中原虫数及び患者の免疫状態によって異なる。

未治療の熱帯熱マラリアは急性の経過を示し、錯乱など中枢神経症状（マラリア脳症）、急性腎不全、重度の貧血、低血糖、DICや肺水腫を併発して発病数日以内に重症化し、致死的となる。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からマラリアが疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、マラリア患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかをを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、マラリアの無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかをを用いること。

ウ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、マラリアが疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、マラリアにより死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかをを用いること。

エ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、マラリアにより死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
顕微鏡下でのマラリア原虫の証明、かつ、原虫種の確認による病原体の検出	血液
核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出 (PCR法・LAMP法・その他)	
フローサイトメトリー法によるマラリア原虫感染赤血球の検出	

第6 五類感染症

1 アメーバ赤痢

(1) 定義

赤痢アメーバ (*Entamoeba histolytica*) の感染に起因する疾患で、消化器症状を主症状とするが、それ以外の臓器にも病変を形成する。

(2) 臨床的特徴

病型は腸管アメーバ症と腸管外アメーバ症に大別される。

ア 腸管アメーバ症

下痢、粘血便、しぶり腹、鼓腸、排便時の下腹部痛、不快感などの症状を伴う慢性腸管感染症であり、典型的にはイチゴゼリー状の粘血便を排泄するが、数日から数週間の間隔で増悪と寛解を繰り返すことが多い。潰瘍の好発部位は盲腸から上行結腸にかけてと、S字結腸から直腸にかけての大腸である。まれに肉芽腫性病変が形成されたり、潰瘍部が壊死性に穿孔したりすることもある。

イ 腸管外アメーバ症

多くは腸管部よりアメーバが血行性に転移することによるが、肝膿瘍が最も高頻度にみられる。成人男性に多い。高熱 (38～40℃)、季肋部痛、吐き気、嘔吐、体重減少、寝汗、全身倦怠感などを伴う。膿瘍が破裂すると腹膜、胸膜や心外膜にも病変が形成される。その他、皮膚、脳や肺に膿瘍が形成されることがある。

(3) 届出基準

ア 患者 (確定例)

医師は、(2) の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からアメーバ赤痢が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、アメーバ赤痢患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2) の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、アメーバ赤痢が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、アメーバ赤痢により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
顕微鏡下での病原体の検出	便、病変部 (大腸粘膜組織、膿瘍液)
E L I S A 法による病原体の抗原の検出	
P C R 法による病原体の遺伝子の検出	
イムノクロマト法による病原体の抗原の検出	便
抗体の検出	血清

2 1 百日咳

(1) 定義

Bordetella pertussis によって起こる急性の気道感染症である。

(2) 臨床的特徴

潜伏期は通常 5 ～ 10 日（最大 3 週間程度）であり、かぜ様症状で始まるが、次第に咳が著しくなり、百日咳特有の咳が出始める。乳児（特に新生児や乳児早期）ではまれに咳が先行しない場合がある。

典型的な臨床像は顔を真っ赤にしてコンコンと激しく発作性に咳込み（スタッカート）、最後にヒューと音を立てて息を吸う発作（ウープ）となる。嘔吐や無呼吸発作（チアノーゼの有無は問わない）を伴うことがある。血液所見としては白血球数増多が認められることがある。乳児（特に新生児や乳児早期）では重症になり、肺炎、脳症を合併し、まれに致死的となることがある。

ワクチン既接種の小児や成人では典型的な症状がみられず、持続する咳が所見としてみられることも多い。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2) の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から百日咳が疑われ、かつ、(4) により、百日咳患者と診断した場合には、法第 12 条第 1 項の規定による届出を、7 日以内に行わなければならない。ただし、検査確定例と接触があり、(2) の臨床的特徴を有する者については、必ずしも検査所見を必要としない。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2) の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、百日咳が疑われ、かつ、(4) により、百日咳により死亡したと判断した場合には、法第 12 条第 1 項の規定による届出を、7 日以内に行わなければならない。

(4) 届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔、咽頭、気管支などから採取された検体
核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出 (PCR法・LAMP法・その他)	
イムノクロマト法による病原体の抗原の検出	鼻咽頭拭い液
抗体の検出 (ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意な上昇、又は単一血清で抗体価の高値)	血清